

弊社製品の GHS ラベル表示について

平成 28 年（2016 年）6 月に、労働災害防止強化のため労働安全衛生法が改正され、労働安全衛生法施行令第 18 条及び第 18 条の 2 によって「名称等を表示または通知すべき危険物及び有害物」に定められている 663 物質を規定量以上含有する製品には、GHS（Global Harmonization System：国際調和システム）で定められた方法で、含有する化学物質の危険有害性に関する表示（GHS ラベル表示）を行うことが義務付けられました。

GHS ラベル表示の内容は次のとおりです。

- (1) 製品の名称
- (2) 注意喚起語
- (3) 絵表示
- (4) 危険有害性情報
- (5) 貯蔵又は取扱い上の注意
- (6) 表示をする者の氏名、住所および電話番号

弊社は、同法の規定を順守し、製品の直接の容器もしくは包装に GHS ラベル表示を行っています。

成分や製法、安全性は GHS ラベル表示前と変わっておりませんので、大量かつ長期にわたり曝露しなければ著しい危険性や有害性はございません。ご使用にあたりましては、GHS ラベルの注意事項をご確認のうえ、従来通りにご使用いただければ幸いです。

GHS に関する詳しい情報は、環境省の HP よりご確認ください。

<http://www.env.go.jp/chemi/ghs/>